

石巻市

第2次障害者計画・第3期障害福祉計画

概要版

共に暮らし支えあう、
自分らしい暮らしを描けるまちへ



平成25年3月

石巻市

計画策定にあたって

1 計画の位置づけと計画期間

①第2次障害者計画

「障害者計画」は、「障害者基本法」における「市町村障害者計画」に位置付けられ、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を定めるものです。平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とします。

②第3期障害福祉計画

「障害福祉計画」は、「障害者自立支援法」における「市町村障害福祉計画」に位置付けられ、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策等を示すものです。平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とします。

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
第2次障害者計画					
第3期障害福祉計画					

2 計画づくりの視点

(1) 障害者基本法に基づく共生社会の実現

ノーマライゼーションの理念の下、相互に人権と個性を尊重し合いながら、共に支えあい、助けあうことのできる共生社会の実現を目指します。

(2) 東日本大震災の影響・教訓を踏まえた施策の推進

震災により変化した暮らしの状況を把握し、ニーズに応じた支援を検討するとともに、災害等に対して安全に安心して生活できるしくみづくりをより一層推進します。

(3) 法令・制度改正への対応

法の趣旨にのっとり、制度に基づいた施策・事業の立案・見直しを行います。

(4) 「制度の谷間」のない支援体制づくりへ

機能レベルや制度上の障害を見るのではなく、一人ひとりの暮らし方にあった「暮らしやすさ」を実感できる支援体制づくりを目指します。

(5) 地域生活に向けた取り組み

地域生活の拠点の整備や家族に対する支援、地域における障害への理解を進め、地域で暮らす障害者を地域全体で支える体制づくりを推進します。

(6) 総合的かつ効果的な施策の推進

保健、福祉、医療、教育、雇用・就業、生活環境などの各分野を推進する庁内各部署及び関係機関との緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な施策を推進します。



1 基本理念

共に暮らし支えあう、 自分らしい暮らしを描けるまちへ

障害への理解と支えあいの市民意識を醸成し、支援体制や生活環境の充実を目指し、『共に暮らし支えあう、自分らしい暮らしを描けるまちへ』を基本理念として取り組んでいきます。

2 施策体系

自分らしい暮らしを描けるまちへ
共に暮らし支えあう、

基本目標 1：支えあう市民意識の醸成に努めます

- 1-1 啓発活動、福祉教育の推進
- 1-2 地域交流、ボランティア活動の推進
- 1-3 人権・権利擁護の推進

基本目標 2：暮らしやすい支援体制を構築します

- 2-1 相談支援体制の充実
- 2-2 保健・医療サービスの充実
- 2-3 障害福祉サービスの充実
- 2-4 地域生活移行の推進

基本目標 3：社会活動を支援し教育環境の充実を図ります

- 3-1 就労支援の推進
- 3-2 保育・教育環境の充実
- 3-3 スポーツ・文化活動の推進

基本目標 4：「誰もが暮らしやすい」まちづくりを推進します

- 4-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 4-2 移動支援の充実
- 4-3 情報・コミュニケーション支援の充実
- 4-4 緊急時・災害時の安心安全策の強化
- 4-5 日常生活における安心安全の確保

3 施策の方向性と取り組み内容

基本目標 1 支えあう市民意識の醸成に努めます

障害についての正しい知識や理解を深め、地域で共に暮らす障害のある人への心の隔たりを埋めるための広報・啓発活動に取り組み、ボランティア活動の促進など地域でふれあう機会をつくり、障害のある人を地域で支えあう市民意識の醸成に努めます。

また、生活の様々な機会において、障害の有無にかかわらず、本来あるべき権利を侵害されることのないよう、権利擁護に努め、安心した暮らしのできる地域社会づくりを進めます。

施策 1-1 啓発活動、福祉教育の推進	1-1-1 広報・啓発活動の推進 1-1-2 福祉教育の推進
施策 1-2 地域交流、ボランティア活動の推進	1-2-1 地域交流活動の推進 1-2-2 ボランティア活動の活性化
施策 1-3 人権・権利擁護の推進	1-3-1 権利擁護・成年後見制度の推進 1-3-2 障害者虐待防止対策の推進 1-3-3 障害者に対する差別等の禁止

基本目標 2 暮らしやすい支援体制を構築します

障害の種類や状況にかかわらず、すべての障害のある人が、必要な支援を受けながら、安心して暮らせる生活を実現するために、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援ができる体制を築きます。

また、ライフステージごとに継続した保健・医療・福祉に関する、様々なサービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図り、自立に向けた生活支援体制を構築します。

施策 2-1 相談支援体制の充実	2-1-1 相談窓口の充実 2-1-2 総合的な相談支援の推進 2-1-3 職員・相談員等の資質向上
施策 2-2 保健・医療サービスの充実	2-2-1 保健サービスの充実 2-2-2 医療費の助成
施策 2-3 障害福祉サービスの充実	2-3-1 在宅障害福祉サービスの提供 2-3-2 日中活動の場づくり 2-3-3 居住・生活の場の確保 2-3-4 障害児支援の充実 2-3-5 重症心身障害児者支援の充実 2-3-6 サービス基盤の整備と適正な運営管理の推進 2-3-7 経済的支援の実施
施策 2-4 地域生活移行の推進	2-4-1 円滑な地域移行の推進 2-4-2 地域移行支援の体制づくり

基本目標 3 社会活動を支援し教育環境の充実を図ります

障害のある人が、地域社会で個性や能力を最大限に発揮し、学習機会や働く意欲など、保育・教育環境の充実、就労機会、諸活動への参画といった、自らの生活を描く機会が広がるよう、必要な支援の実施、環境整備を行います。

施策 3-1 就労支援の推進	3-1-1 一般就労支援の充実 3-1-2 多様な就労の場の充実
施策 3-2 保育・教育環境の充実	3-2-1 障害のある子どもたちへの保育・教育の推進 3-2-2 学校施設の整備・充実
施策 3-3 スポーツ・文化活動の推進	3-3-1 生涯学習機会の充実 3-3-2 多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の実施

基本目標 4 「誰もが暮らしやすい」まちづくりを推進します

福祉のまちづくりを進めるため、物理的バリア（障壁）を取り除き、障害のある人が地域で安心して暮らせる生活環境を整備します。

また、災害や万が一の緊急時にも安心安全が確保されるよう、支援体制づくりに努めるとともに、犯罪や交通事故等に巻き込まれないための取り組みを強化し、「誰もが暮らしやすい」まちづくりを推進します。

施策 4-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	4-1-1 公共施設等のバリアフリー化の推進 4-1-2 住環境の支援・整備の実施
施策 4-2 移動支援の充実	4-2-1 移動にかかる運賃、費用等の助成 4-2-2 移動支援による行動範囲の拡大
施策 4-3 情報・コミュニケーション支援の充実	4-3-1 多様なコミュニケーション支援の充実 4-3-2 障害特性に応じた情報提供の充実
施策 4-4 緊急時・災害時の安心安全策の強化	4-4-1 緊急時における安全確保対策の推進 4-4-2 災害時における避難支援体制の強化
施策 4-5 日常生活における安心安全の確保	4-5-1 防犯・交通安全対策の推進 4-5-2 消費生活支援の推進



障害福祉計画

1 数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障害者が、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、①平成 17 年 10 月から平成 26 年度末までに、施設入所からグループホーム・ケアホームなどへの移行した者の数を 51 人、②施設入所者数を平成 23 年度末の 142 人から平成 26 年度末には 139 人まで削減することを目指します。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する人を 4 人と目標設定します。

(3) 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、就労支援の充実を目指し、平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数を 67 人と目標設定します。

(4) 就労継続（A 型）事業の利用者の割合

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、就労支援の充実を目指し、平成 26 年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A 型）事業を利用する者の割合を 30%と目標設定します。

2 障害福祉サービスの見込み量及び確保策

(1) 訪問系サービス

	平成 23 年度実績		平成 26 年度見込み	
	利用量 (時間/月)	実利用者数 (人)	利用量 (時間/月)	実利用者数 (人)
居宅介護等※	2,091	122	3,311	186
行動援護	89	11	186	23
同行援護	17	2	23	3

※重度訪問介護、重度障害者等包括支援を含む。

【確保策】

- 関係機関と連携しながら、ヘルパー等の人材確保に努め、需要の増大に対応します。
- 施設から地域生活へ移行する障害者への適切なサービスに努めます。
- 特にニーズの高い行動援護に対し、供給体制の拡大を図ります。

(2) 日中活動系サービス

	平成 23 年度実績		平成 26 年度見込み	
	利用量 (人日/月)	実利用者数 (人)	利用量 (人日/月)	実利用者数 (人)
生活介護	3,489	196	6,016	338
自立訓練（機能訓練）	32	5	51	8
自立訓練（生活訓練）	182	11	314	19
就労移行支援	401	24	1,119	67
就労継続支援（A型）	641	31	1,428	69
就労継続支援（B型）	2,285	121	3,062	162
短期入所	681	50	783	86
療養介護	-	2	-	30

【確保策】

- 需要増大に対応するため、サービスを提供する事業所に対し、新規参入及び規模拡大の促進に取り組めます。
- 難病患者に対応できる体制の強化に努めます。
- 利用者がサービスを適切に選択・利用できるための情報提供や移動手段の確保を働きかけます。

(3) 居住系サービス

	平成 23 年度 実績（人）	平成 26 年度 見込み（人）
グループホーム・ケアホーム	125	174
施設入所支援	48（142）	139

※（ ）内の数値は旧法施設入所者を含む。

【確保策】

- グループホーム・ケアホームの整備を促進します。
- 地域移行後の支援体制について、適切なサービスが受けられる体制の充実に努めるとともに、家族支援の充実や地域の理解促進を図ります。

(4) 相談支援

	平成 23 年度 実績（人）	平成 26 年度 見込み（人）
計画相談支援	23	1,346
地域移行支援	-	5
地域定着支援	-	15

【確保策】

- 広域で連携しながら、計画相談支援事業所の確保および実施体制の強化を図り、対象者に対して適切にサービス提供できる体制の整備に努めます。

③ 地域生活支援事業の見込み量

(1) 必須事業

	単位	平成 23 年度 実績	平成 26 年度 見込み
障害者相談支援事業	実施か所	2	4
手話通訳者設置事業	配置人数	1	1
手話通訳者派遣事業	派遣件数	101	201
要約筆記奉仕員派遣事業	派遣件数	0	2
日常生活用具給付等事業	利用件数	3,403	4,484
移動支援事業	実施か所	13	14
	利用人数	93	161
	利用時間	3,503	6,440
地域活動支援センター事業	実施か所	6	2
	利用人数	77	20

※相談支援事業では、自立支援協議会を設置するほか、市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業、成年後見制度利用支援事業を実施します。

※地域活動支援センター事業では、就労継続支援B型への移行を見込んでいます。

(2) 任意事業

	単位	平成 23 年度 実績	平成 26 年度 見込み
訪問入浴サービス事業	利用人数	22	25
	利用回数	918	1,300
日中一時支援事業	利用人数	159	296
	利用回数	5,677	10,656

※このほか、生活サポート事業、社会参加促進事業、更生訓練費支給事業、施設入所者等就職支度金給付事業、知的障害者職親委託、自動車改造・運転免許取得費用助成事業、手話奉仕員養成講座を実施します。

○障害福祉サービス内容

事業項目		事業内容
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排泄・食事等の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A雇用型・B非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や日常生活上の支援を行います。
	共同生活介護（ケアホーム）	共同生活を行う住居において、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障害者等を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
	地域移行支援	障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
	地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応等を行います。

○地域生活支援事業内容

(1) 必須事業

事業項目		事業内容
相談支援事業	障害者相談支援事業	指定相談支援事業所において、障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
	地域自立支援協議会	相談支援体制をはじめ地域の支援体制について、各専門分野からの委員により協議を行います。
	市町村相談支援機能強化事業	一般的な相談支援に加え、専門的な職員を配置し、専門的知識を必要とする困難ケース等への対応等を行います。
	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者や精神障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効な知的障害者または精神障害者に対し、制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。
シヨ ン支 援事 業	手話通訳者設置事業	市の障害福祉課窓口到手話通訳者を設置し、聴覚障害者等との意思疎通の円滑化を図ります。
	手話通訳者派遣事業	聴覚障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な用務での外出の際に、個別およびグループに対し、手話通訳者の派遣を行います。
	要約筆記奉仕員派遣事業	聴覚障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出の際に、要約筆記奉仕員の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	重度の身体・知的・精神障害者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費の助成を行います。	
移動支援事業	屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者および精神障害者について、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動などの社会参加のための外出支援を行います。	
地域活動支援センター事業	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促進させるための事業を行います。	

(2) 任意事業

事業項目	事業内容
訪問入浴サービス事業	家族または介護者による入浴が困難な在宅の身体障害者を対象に、訪問入浴車により障害者の居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供します。
日中一時支援事業	障害者・児を一時的に預かることにより、障害者等の日常的な訓練等を行うとともに、障害者等の家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図ります。
生活サポート事業	障害福祉サービスの支給対象外の障害者に対し、日常生活についての支援・家事に関する必要な支援を行います。
社会参加促進事業	障害者等のスポーツ・レクリエーション、文化活動等を行う障害者団体等に対し、活動に対する補助を行います。
更生訓練費支給事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障害者に対し、更生訓練費を支給します。
施設入所者等就職支度金支給事業	施設に入所・通所している障害者が就労移行支援事業もしくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する場合に、就職支度金を支給します。
知的障害者職親委託	知的障害者の更生援助に熱意を持つ事業経営者などに一定期間預け、生活指導および技能習得訓練などを行います。
自動車改造・運転免許取得費用助成事業	障害者が就労等に伴い、自動車運転免許又は自動車を取得する場合に、自動車の改造や運転免許の取得に要する経費を助成します。
手話奉仕員養成講座	手話で日常会話を行うことができる奉仕員を養成するための講座を開催します。

参考 アンケート調査の概要と考察

1 実施概要

①調査の目的

このアンケート調査は、今後の障害福祉施策とともに、障害福祉サービス等の事業運営を検討するための基礎資料として、障害者手帳をお持ちの方ならびに介護している方からご意見をお聴かせいただくために実施したものです。

②調査の概要

- 調査対象：身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の中から無作為に選ばせていただいた 2,000 人の方々
- 調査期間：平成 24 年 6 月 28 日 ～ 平成 24 年 7 月 12 日
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配布・回収：

配布数	回収数	回収率
2,000 票	1,002 票	50.1%

2 結果の考察（一部抜粋）

震災後の生活の変化について

■地震に対する恐怖や住居、仕事等に対する不安を感じている

東日本大震災から 1 年経過した後の生活について、記述意見では「少しずつこれまでの生活を取り戻しつつある」といった意見が見られる一方、「また地震が来るのではないかと恐怖を感じる」、「仕事も失い、今後の生活を思うと不安」といった恐怖や不安、「行政の支援や障害者への配慮が足りない」、「復旧や復興がなかなか進まない」、「本当に支援が必要な人に支援が回っていない」といった支援に対する不公平感などの意見が多く見られました。特に、生活が落ち着いてきた分、再度の地震に対する恐怖や今後の生活に対する不安を改めて感じている状況がうかがえます。

また、障害者施策に対する評価では、「地震等災害の際の避難や支援体制」および「障害者への施設や住宅の支援」の重要度が高まり、将来の不安では「働く場所や適当な仕事」や「生活する住居や施設」、「身の回りの援助をしてくれる人」、「生活全般に関する相談・援助」などの項目で前回調査時の結果と大きく変わってきており、震災による生活の変化により、不安要素も変化しているようです。

■安心して暮らせるための基盤整備と地域全体で支える仕組みづくりが急務

今後の障害者施策においては、障害者が地域で安心して暮らしていくことができるための相談支援体制の充実および通所施設やグループホーム等の基盤整備を進めるとともに、障害者が抱える課題や不安を軽減するために、これまで以上に地域全体で支え合う体制づくりを進めていくことが必要となっています。



石巻市
第2次障害者計画・第3期障害福祉計画
平成25年3月 発行

発行者 石巻市福祉部

〒986-8501 石巻市穀町14番1号 電話：0225-95-1111 FAX：0225-22-6610

Eメール ishandwelf@city.ishinomaki.lg.jp

市ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>